

## 公益社団法人山形県看護協会 災害見舞及び慶弔見舞に関する規定

(目 的)

第1条 本会の事業として、会員の福祉を図ることを目的とする。

(給付及び給付額)

第2条 給付対象及び給付額は下記による給付の決定は理事会において決定する。

(1) 火災による罹災の場合 (会員のみ対象)

全 焼	20,000円
半 焼	10,000円

(2) 風水害及び地震などによる罹災の場合 (会員のみ対象)

住宅の全壊	20,000円
住宅の半壊又は傾斜	10,000円
床上浸水	10,000円

(3) 役員 (理事及び監事)・会員死亡の場合

1) 現在役員・会員の場合

①弔 電

・会員の家族・知人または施設の代表者等から届出があった者及び新聞に死亡が掲載されるも申請がない者。

②香 料

・会員歴	10年未満の者	10,000円
	10年以上～20年未満の者	20,000円
	20年以上	30,000円

③生 花

・会員歴 10年以上の者 生花一基

2) 現在非会員で会員歴のある方

・現在非会員で会員歴のある者の家族・知人より届出及び新聞に死亡が掲載されるも申請がないものに対し、事務局職員が届出を行い、弔電を送る。  
・但し、旧会長及び名誉会員には弔電の他に生花一基を贈る。

(4) 叙勲祝賀会など

1) 代表で出席する場合 (出席者に対応) 10,000円

(5) その他

(1)～(4)に該当しない特別場合は、会長に一任する。

(給付の制限)

第3条 故意の事由を生じた時や報告が事実と異なった場合には、見舞金を給付しないかあるいは金額を変更することができる。

(申 請)

第4条 見舞金などの申請は下記の通りとする。

(1) 現在会員の場合

①罹災見舞金の申請は、本人が申請書(様式1) 被害状況調査票(様式3)を添えて申請する。

②死亡見舞金の申請は、亡くなった会員の家族・知人または施設の代表者等が申請する。(申請書様式2)

但し、死亡が新聞に掲載とれるも申請がない場合は協会事務局職員が申請する。

(2) 現在非会員で会員歴のある方

①罹災見舞金の支給は行わないため、申請の必要無し。

②死亡弔電の申請は、亡くなった非会員の家族・知人または以前非会員が所属していた施設の代表者等が申請する。但し、死亡が新聞に掲載されるも申請がない場合は事務局職員が申請する。

・但し、旧会長及び名誉会員の場合は、弔電の他に生花一基の申請も必要。

(規程の改廃)

第5条 この規定の改正または廃止は、理事会の過半数をもって決定しなければならない。

#### 附 則

この規定は、平成 3年10月 1日から施行する。

この規定は、平成12年 4月28日から施行する。

この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年10月25日から施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 8月 3日から施行する。